

## 国税業務の状況とスリム化の取組

平成 18 年 3 月 22 日  
国 税 庁

## 業務の状況

- ①業務量の増加…個人・法人の申告件数は約 5.5 倍に増加  
(昭和 42 年 541 万件→平成 17 年 (見込) 2,991 万件)
- ②業務の困難化…経済取引の国際化・広域化・高度情報化が進展  
(例) 電子帳簿保存企業は平成 10 年から約 13 倍に増加  
外国法人数は平成 7 年度から 4 倍以上に増加
- ③実調率の低下…業務量の増加、業務の質的困難化に伴い実調率は低下  
法人：約 2/5 に低下 (昭和 59 年 10.0%→平成 16 年 4.2%)  
個人：約 1/4 に低下 (昭和 59 年 2.6%→平成 16 年 0.7%)

← 〓 しかし、調査 1 件当たりの申告漏れ所得金額は法人で 2.1 倍、個人で 2.5 倍に。

- ④滞納の状況…滞納残高は 16 年度で約 2 兆円と依然として高水準

## 定員の状況

定員は平成 9 年度をピークに 10 年度以降減少し、18 年度までの間に△5,413 人の計画削減 (△1,043 人の純減)。今後 4 年間で新たな定員合理化計画に基づき△4,098 人の定員を合理化予定。

## スリム化の取組

平成 10 年度から 18 年度までに以下の取組で、△3,935 人の減量・効率化を実施。

- ①IT 化による合理化 (△982)
  - インターネット等を利用した申告書作成システムの導入等
- ②アウトソーシング (△1,801)
- ③事務の見直し・集中化 (△1,101)
  - 通達 162 本統廃合、内部管理業務の集中化等
- ④独立行政法人への移行 (酒類総合研究所。18 年度に非公務員化の予定) (△51)

## 今後の取組

今後、更に徹底した業務改革とシステムの見直しを図り、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を実現するため、

- ①内部事務の税目別処理から一体的処理への移行
- ②事務の集中化・アウトソーシング化 (電話による税務相談の集約化等)などを推進予定。

---

---

# 国 税 業 務 の 概 要

平成18年 3 月  
国 税 庁

---

---

# 1 事業概要

## 使 命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

## 業 務

### 1 内国税の賦課

内国税の賦課を円滑に行うため、納税者が税法に基づき適正に申告できるよう情報提供・相談・広報を実施するとともに、申告が適正でない納税者に対しては的確な税務調査・指導を実施することにより適正・公平な課税を行っている。

### 2 国税債権・債務の管理、滞納国税の徴収

租税収入の安定的な確保のため、国税債権の的確な管理、還付金の迅速な支払いを行うとともに、期限内収納の実現に努めている。さらに滞納者に対しては差押え等の滞納処分を執行することなどにより確実な徴収を行っている。

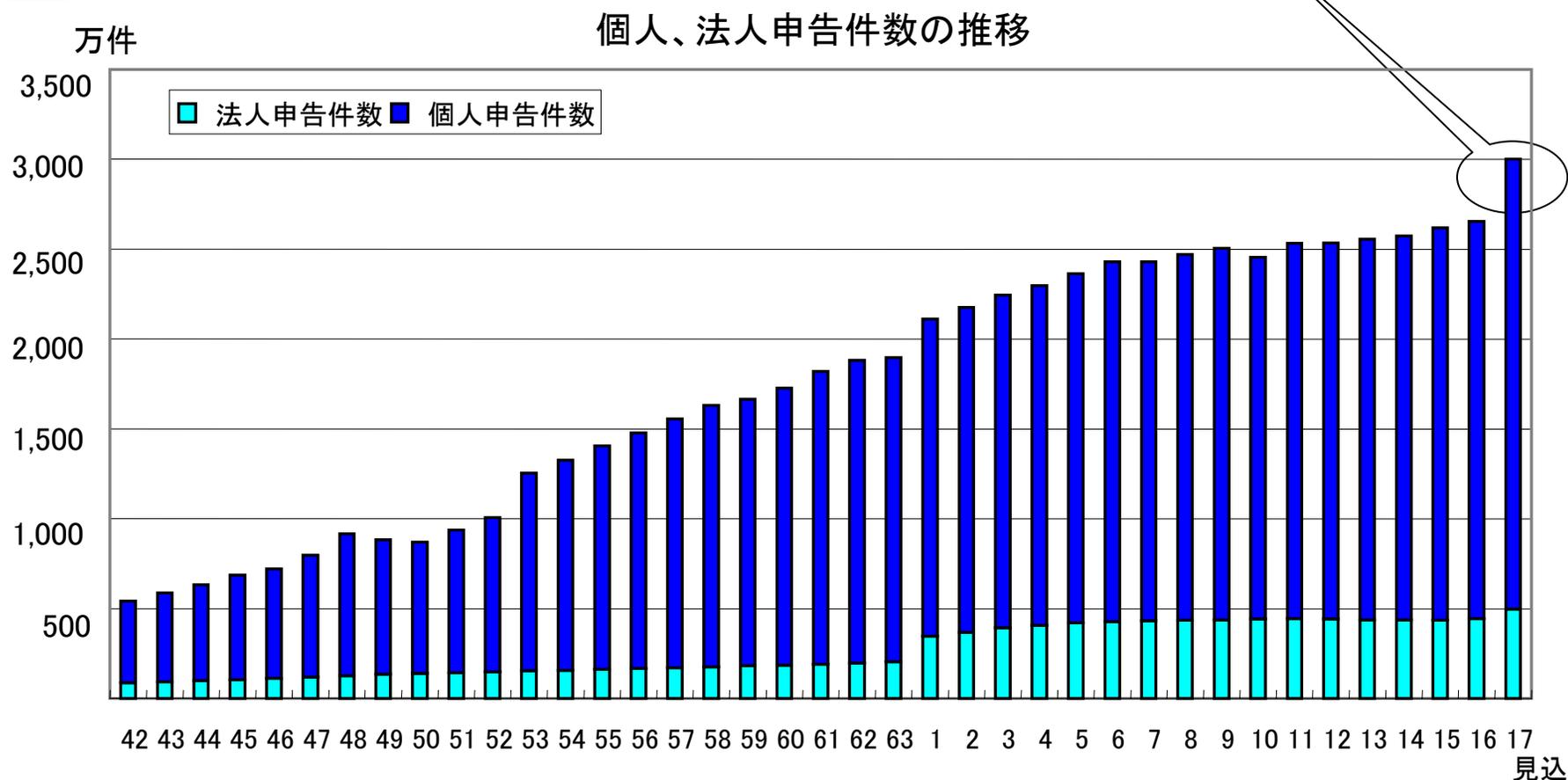
### 3 大規模法人の調査、大口・悪質脱税者に対する査察調査

国税局において大規模法人の税務調査を行うとともに、先端取引の実態解明や新たな調査手法の開発を行っている。また、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追及し、検察当局に対して告発するための犯則調査を行っている。

## 2 主要業務指標 (1/5)

### 2-① 業務量の増加…個人・法人の申告件数は約5.5倍に増加

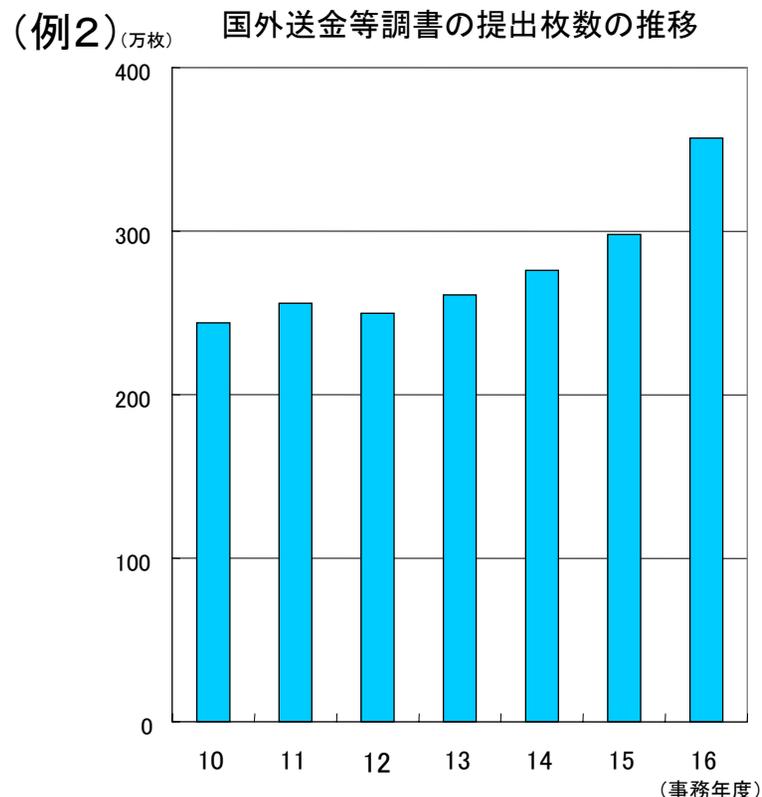
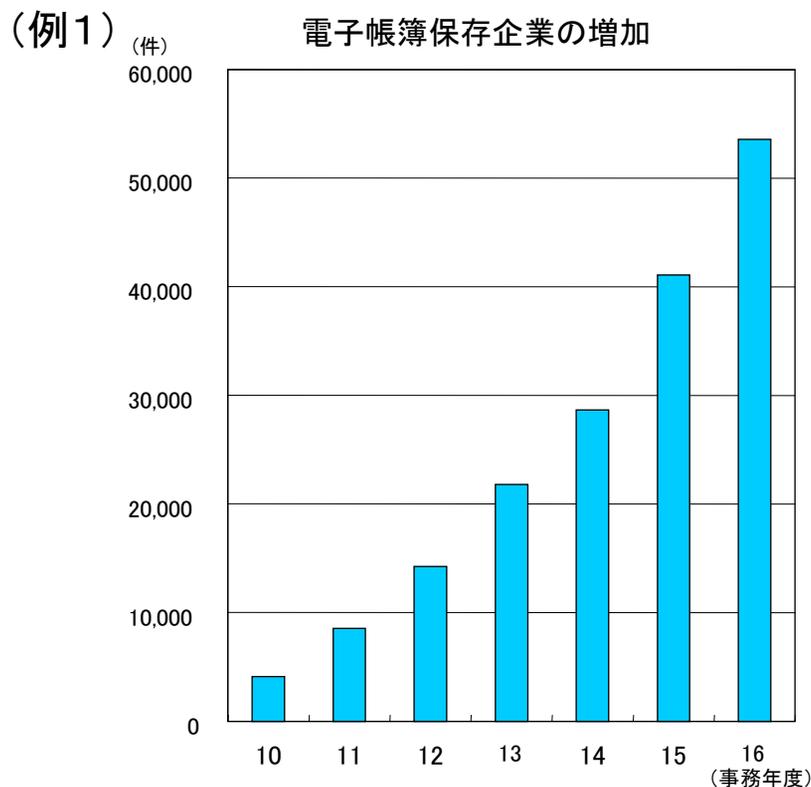
申告書提出件数は顕著な増加。特に17年度以降は消費税免税点引下げや公的年金等控除の見直し等の税制改正に伴い約345万件の件数増大<sup>(注)</sup>が見込まれる。



(注) 消費税免税点引下げに伴う新規課税事業者として個人122万、法人53万、公的年金等控除の見直し等により個人170万件の増加を見込んでいる。

## 2 主要業務指標 (2/5)

2-② 業務の質的困難化…経済取引の国際化・広域化・高度情報化が進展  
適正・公平な課税を確保するため、国際的租税回避スキームや電子商取引など先端分野への対応、広域的に事業展開する企業グループへの対応が必要。



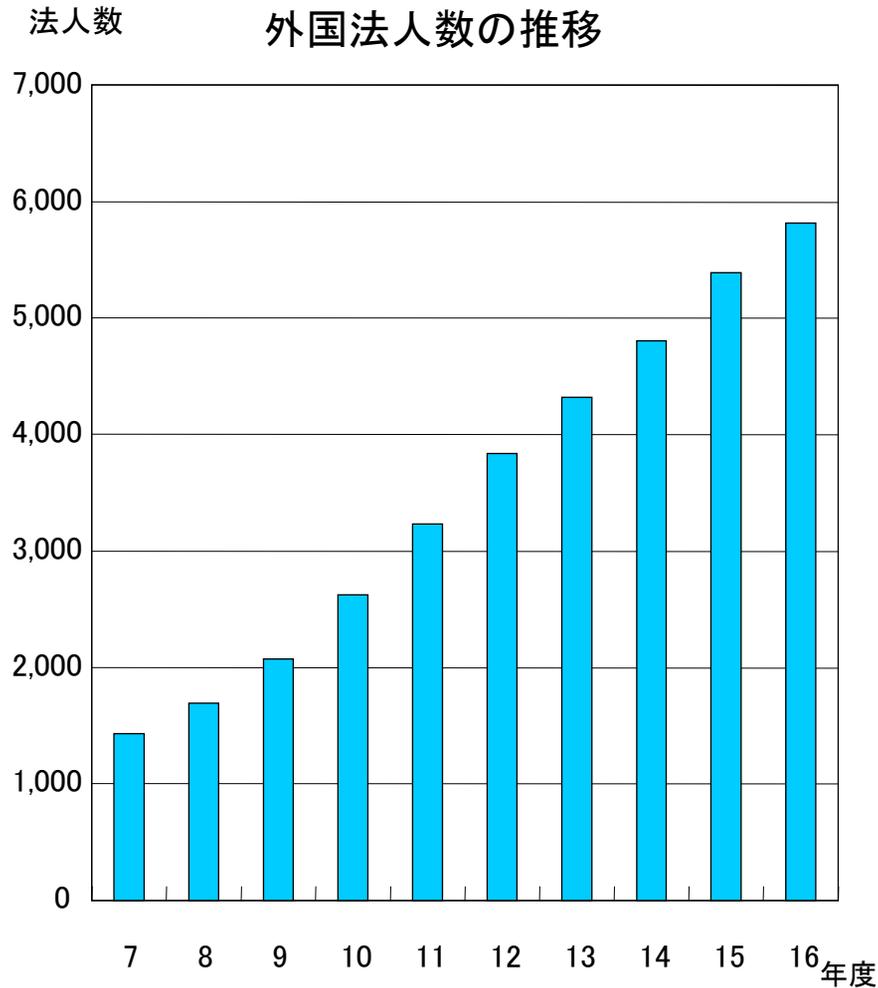
(注1) 電子帳簿保存企業とは、一定の要件の下で帳簿書類の電子帳簿保存を行うこととして、電子帳簿保存法に係る承認(平成13事務年度以前は申請)を受けた法人・個人のことである。

(注2) 国外送金等調書とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が200万円を超えるものについて、金融機関等から税務署に提出される法定調書のことである。

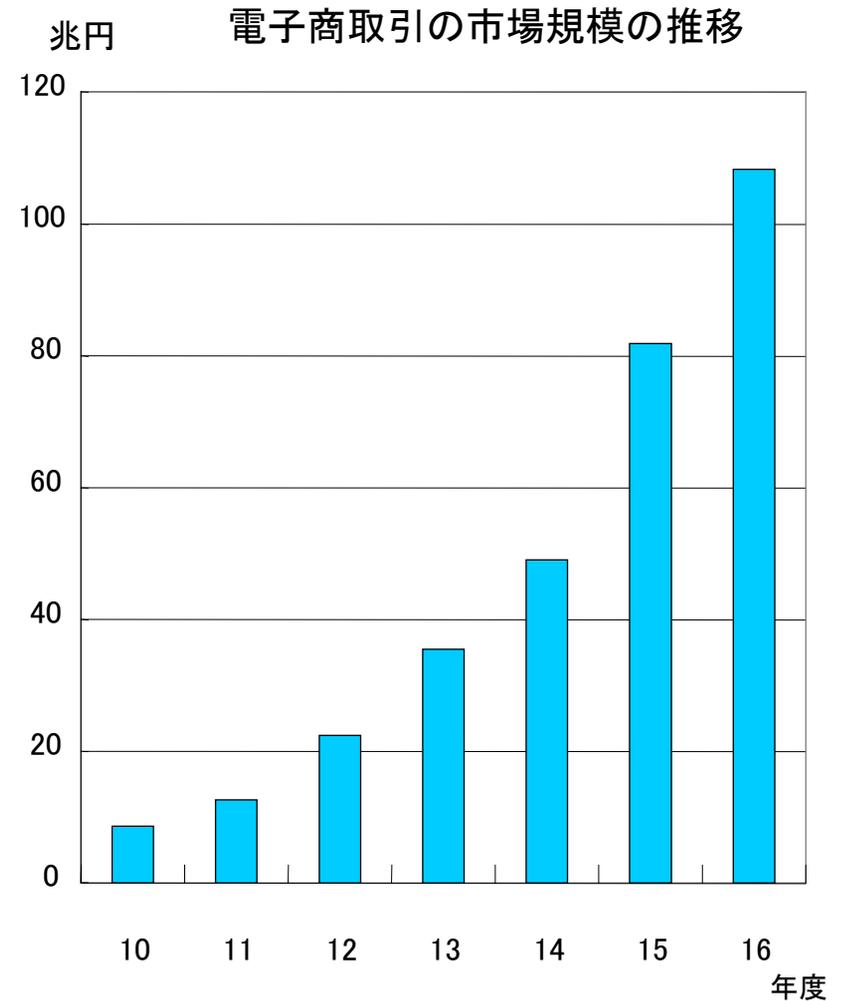
# 2 主要業務指標 (3/5)

## 2-② 業務の質的困難化 (続き)

(例3)



(例4)

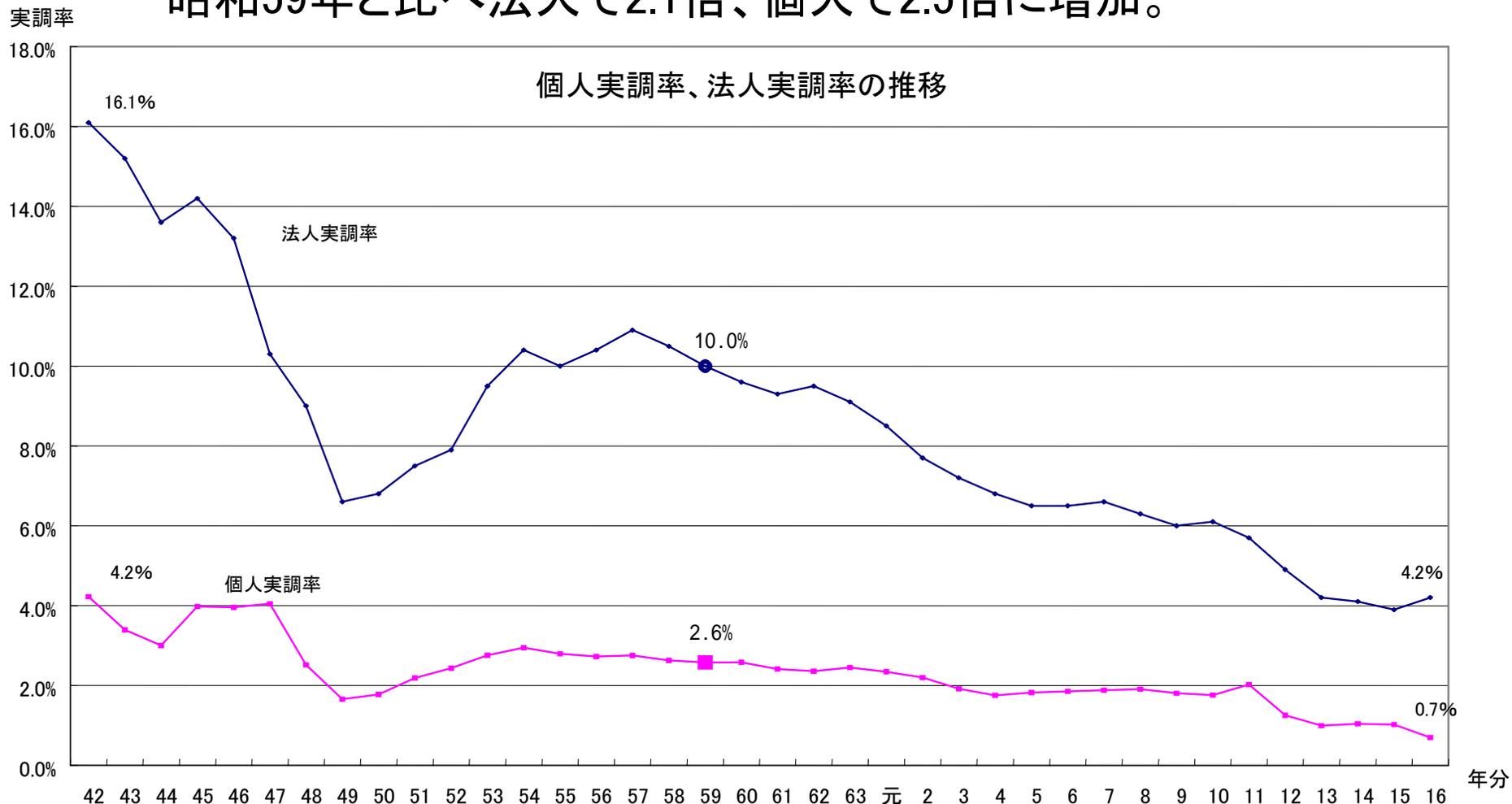


(注) 例4は「平成16年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」(17年6月28日経済産業省・ECOM・NTTデータ経営研究所共同プレスリリース)に記載されているBtoB(企業間取引)及びBtoC(企業と一般消費者との取引)の市場規模の合計額とした。

## 2 主要業務指標 (4/5)

### 2-③ 実調率の低下…業務量の増加、業務の質的困難化に伴い実調率は低下

← しかし、平成16年の調査1件当たりの申告漏れ所得金額は昭和59年と比べ法人で2.1倍、個人で2.5倍に増加。



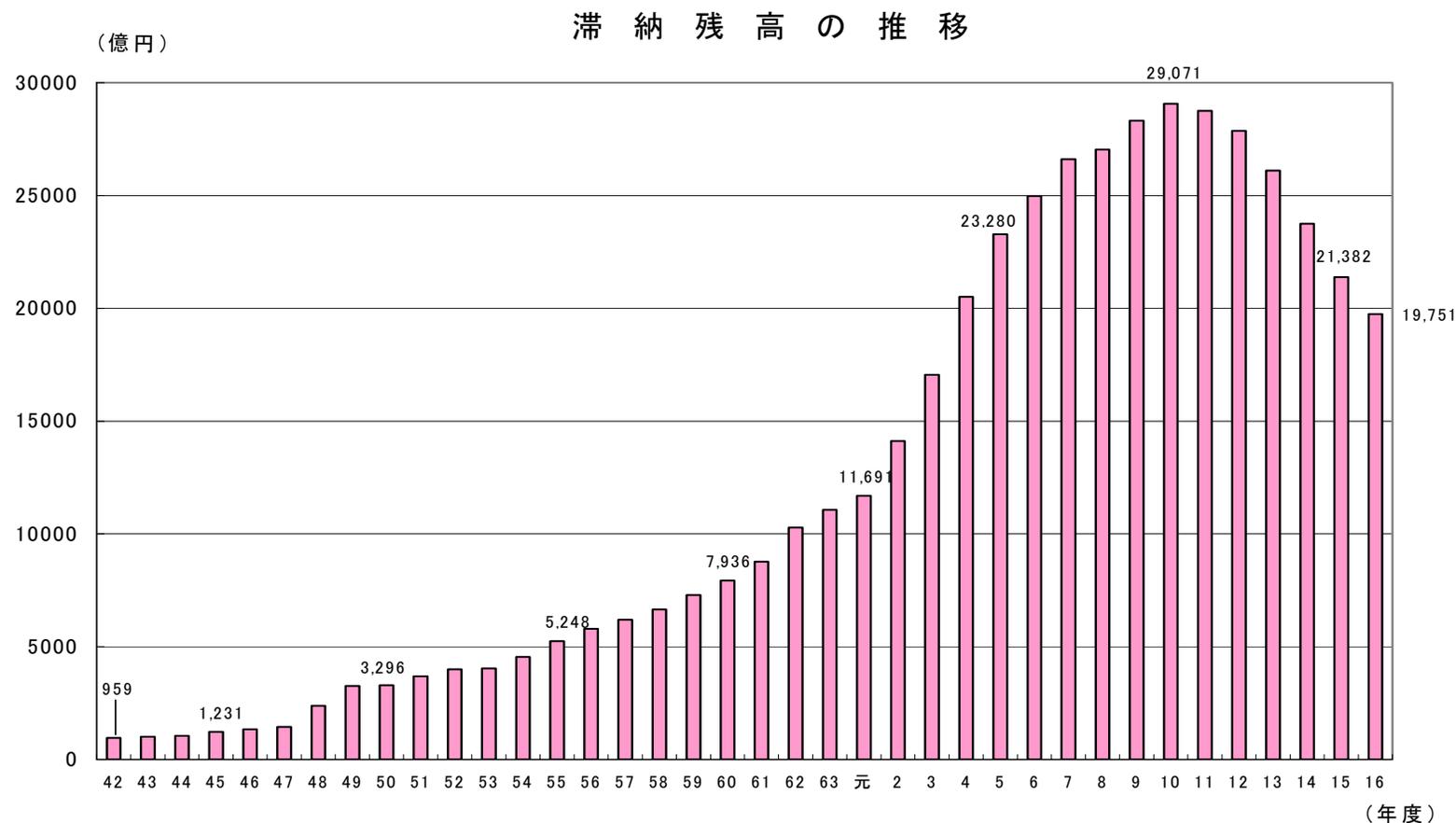
(注)「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したものの。

「個人実調率」は、実地調査(着眼調査を除く)の件数を税額のある申告を行なった納税者数で除したものの。

## 2 主要業務指標 (5/5)

### 2-④ 滞納の状況

滞納残高は近年は圧縮されているものの16年度で約2兆円と依然として高水準。特に消費税の免税点引下げ等に伴い大幅な滞納件数増大が懸念される。



### 3 定員

国税庁の定員は昭和42年以降、経済動向の変化、税制の複雑化等にあわせて増加。しかしながら、平成9年度をピークに10年度以降は減少を続け、18年度までの間に△1,043人の純減。また、今後4年間で新たな定員合理化計画に基づき△4,098人の定員を合理化予定。

年度	国税庁定員
昭和 42	51,151
52	52,627
62	53,145
平成 9	57,202
18	56,159

} △1,043

年度	定員合理化計画数
18	△ 1,055
19	△ 1,015
20	△ 1,014
21	△ 1,014
合計	△ 4,098

## 4 これまでの減量・効率化に向けた取組状況 (1/3)

### (総論)

国税庁の定員が平成10年度以降で△5,413人の計画削減(△1,043人の純減)となるなか、以下の取組により△3,935人の減量・効率化を実施。

今後、更に徹底した業務改革とシステムの見直しを図り、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を実現するため、①内部事務の税目別処理から一体的処理への移行、②事務の集中化・アウトソーシング化(電話による税務相談の集約化等)などを推進予定。

	効率化事務量(人員換算・推計)
① IT化による合理化	△ 982
② アウトソーシング	△ 1,801
(a) 申告書等の封入・発送・入力等の委託等	(△ 886)
(b) 納税者サービス事務の委託等	(△ 915)
③ 事務の見直し・集中化	△ 1,101
④ その他	△ 51
合 計	△ 3,935

(注)上記の取組には施策の把握及び効率化事務量の推計が可能なもののみを計上しており、各部門等における個別の取組などは含んでいない。

## 4 これまでの減量・効率化に向けた取組状況 (2/3)

### 【各論-①】 IT化による合理化 △982/

IT社会の進展に合わせた一層の事務の電子化を推進。

- タッチパネルやインターネットを利用した申告書作成システムの導入
- 債権管理事務のIT化や所得税申告書情報のOCR入力
- 各種業務に係るシステムの活用 等

### 【各論-②-(a)】 外部委託の活用 (申告書等の封入・発送・入力等の委託等) △886/

膨大な申告書等の封入・発送・入力事務の外部委託等。

- 所得税等申告書の封入・発送事務や郵送受付した申告書の開封確認等
- 決算書・滞納整理等の情報入力事務
- 磁気テープによる登記情報の収集・郵便局国税領収情報の受入れ
- 申告書等の編てつ事務等、民間倉庫を活用した管理・保存
- 現金搬送業務・統計調査(民間給与実態統計調査)・税理士試験受付事務の外部委託 等

## 4 これまでの減量・効率化に向けた取組状況 (3/3)

### 【各論-②-(b)】 外部委託の活用による納税者サービスの向上 Δ915/

納税者が正しい申告と納税を行えるよう、納税者への情報提供等を行っているが、可能なものについては外部委託、事務の合理化を実施。

- 税務相談事務の外部委託・システム化等
- 税務署窓口・確定申告期説明会場の受付 等

### 【各論-③】 事務の見直し・集中化 Δ1,101/

可能な限り事務の廃止・見直し・集約化を実施。

- 国税庁通達162本の統廃合
- 内部管理業務の集中化
- 電話交換業務、自動車運転業務等の合理化
- 公務員宿舎管理業務の見直し 等

### 【各論-④】 その他 Δ51/

- 独立行政法人への移行  
(酒類総合研究所。18年度に非公務員化を予定)

# 5 主要国との比較

国際比較にあたっては、申告件数や滞納比率など税務行政のあり方に影響を与える諸要因や税制など前提となる制度の相違にも留意する必要がある。(なお、OECDの最近の調査によると、我が国の職員1人あたりの労働力人口はアメリカよりは少ないものの、他の主要国(イギリス、ドイツ、フランス)に比して相対的に多くなっている。)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
国税当局の原語での名称(カッコ内邦訳)		国税庁	Internal Revenue Service (内国歳入庁)	Her Majesty's Revenue and Customs (歳入関税庁)	Bundesministerium der Finanzen (Abteilung) (連邦財務省(第4局))	• Direction Générale des Impôts (租税総局) • Direction Générale de la Comptabilité Publique (公会計局)
組織上の位置付け		財務省の外局	財務省の外局	財務省の外局	連邦財務省の内部部局	経済財政産業省の内部部局
実施体制		地方支分部局として地理的区分に基づき、全国11の国税局、沖縄国税事務所及び524の税務署を設置。	納税者の種類等を基に組織を4つの業務部門に分けており、地方支分部局も各部門単位で組織。	地方支分部局として地理的区分に基づき、全国7の国税局と、税務署を設置。	原則として、連邦税は連邦財務省の外局である連邦中央税庁が、共有税は各州の上級財務局が担当。下部組織として全国に680の税務署を設置。	租税総局、公会計局とも、地理的区分に基づき、地方支分部局を設置。
職員数		56,315人	100,229人	81,859人	122,278人	75,046人
労働力人口/職員数		1,199人	1,445人	360人	324人	358人
職員の身分		国家公務員	連邦公務員	国家公務員	連邦公務員、州公務員	国家公務員
主要業務指標	登録事業者数	290万件	790万件	50万件	490万件	350万件
	滞納比率	4.9%	16.1%	17.2%	2.6%	16.1%
税務行政に関連する制度(例)	所得税の課税方式	申告納税方式	申告納税方式	申告納税方式と賦課課税方式の選択	賦課課税方式	賦課課税方式
	立証責任(一般原則)	税務当局にある。	納税者にある。	納税者にある。	納税者の収入については税務当局に、経費や税務上の特典については納税者にある。	税務当局にある。
	源泉徴収の有無	あり	あり	あり	あり	なし
	年末調整等	あり	なし	あり	あり	なし
帳簿保存期間		7年間(一部は5年間)	無期限	6年間	10年間(一部は6年間)	6年間

(注) 「職員数」、「労働力人口/職員数」、「登録事業者数」、「滞納比率」のデータはOECD「Tax Administration in OECD Countries: Comparative Information Series (2004)」による。このため、データは現在の数値とは一致しない。「職員数」のうちイギリスは関税部局と資産評価部局の職員を除いており、フランスは租税総局(68,046人)と公会計局(7,000人)の合計である。「滞納比率」は2002年10月末時点の滞納残高が2002会計年度の租税等収入に占める割合を示す。「帳簿保存期間」は個人事業者の場合について記載している。